

# 2022 年度都市自治体の調査研究活動に関するアンケート調査 回答・記入方法のご案内

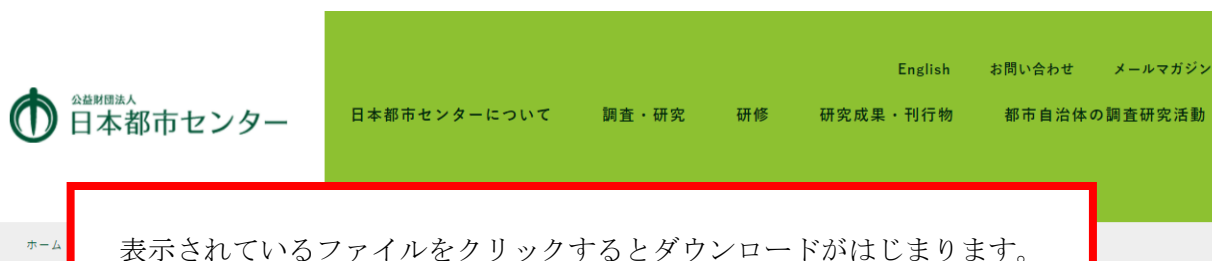
## 【ご回答方法のご案内】

本アンケート調査は、Eメールでのご回答となっております。  
ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 1. アンケート調査票のダウンロード

アンケート調査票は下記のアドレスにアクセスし、エクセルデータをダウンロードしてください。

URL : <https://www.toshi.or.jp/18723/>



※セキュリティなどの都合でダウンロードができない場合は、  
[jichitai-research2023@toshi.or.jp](mailto:jichitai-research2023@toshi.or.jp) までその旨を書き添えてメールを  
お送りください。折り返し調査票を添付してメールをお送りいたします。

### 2. アンケートの回答方法

Eメールでのご回答になります。

下記のアドレスにエクセルファイルを添付の上、**6月23日(金)**までにご送信ください。

Email: [jichitai-research2023@toshi.or.jp](mailto:jichitai-research2023@toshi.or.jp)

標題に「都市自治体の調査研究活動に関するアンケート：貴自治体名」と記載いただくと幸いです。

※なお、受領確認のご連絡は行っておりません。

→次ページより 【ご記入方法のご案内】

# 【ご記入方法のご案内】

回答方式ごとに一部抜粋してご案内いたします。

## 1. シート構成および回答箇所について

該当する設問：全体

調査票は3パート、23シート構成になっております。

貴自治体の調査研究活動の有無、件数により、ご回答いただくシートが変わります。

- ・1 調査票 (2シート)：「表紙」、「問1」
- ・2 調査票 (20シート)：「SQ1【1】」～「SQ1【20】」貴団体が行った調査研究活動の概況について、1シートにつき1件ご回答いただきます。
- ・3 調査票 (1シート)：「SQ2～」(SQ2、SQ3および問2)

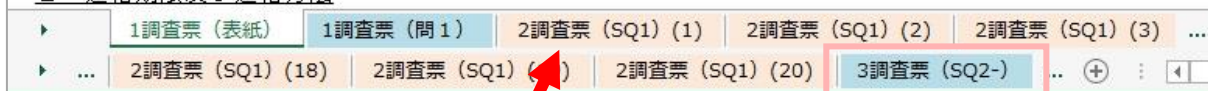
### <調査票の回答手順・返信方法について>

調査票の回答手順・返信方法につきましては、下記の点に留意して作業を進めていただきますようお願いいたします。

#### 1 ご回答の手順

- 郵便でお送りした送付物に「依頼状」及び「本調査票（記入例）」が揃っているかをご確認ください。
- 接続環境等の事情により、E-mailによる調査票データの送付を希望される方はご連絡ください。
- 質問への回答方法は、「本調査票（記入例）」及び各質問文の指示に従ってください。
- 貴自治体の全部門において調査を実施している場合は、自治体の担当範囲で該当する内容についてご回答ください。  
※それぞれのシートタブをクリックして 企画担当課様にご調整の上、ご回答してください。対象とした同趣旨の調査を先に同一様式で実施しているシンクタンクで調査研究活動を行っている場合は、自治体の担当範囲で該当する内容についてご回答ください。

#### 2 返信期限及び返信方法



※「2 調査票 SQ1【1】」へ。調査研究が複数ある場合は「2 調査票 SQ1【2】」以降を1シート1調査にてご回答ください。

※「3 調査票(SQ2～)」シートへ

#### 1 調査研究の実施状況

問1 2022年度に、貴自治体のいずれかの部門で調査研究活動を行いましたか。あてはまる番号に1つだけチェックを入れてください。

- 1 行った（2を除く） ⇒ SQ1、SQ2回答後、問2以降へ
- 2 設置しているシンクタンクのみで行った ⇒ 問2以降へ
- 3 行わなかった ⇒ SQ3回答後、問2以降へ

「2 調査票 SQ1【1】」へ

「3 調査票(SQ2～)」へ



#### 4. 当てはまるものを全て選択していただく問

該当する設問：2 調査票問 1SQ1(5)、(6)、3 調査票問 1SQ2、問 2(2)

(2) 職員が自主的に行う調査研究活動を支援する制度を設けていますか。当てはまるものをすべて選択してください。

- 1 調査研究活動に要する費用（出張費、印刷費）
  - 2 大学院、専門機関、先進自治体等との連携
  - 3 勤務時間内に調査研究を行う
  - 4 調査研究成果の公表（表彰）
  - 5 その他（下の枠内に、具体的に記入してください。）
- \*\*\*
- 6 特に設けていない

※該当する選択肢をクリックするとチェックが入ります。  
「その他」を選択した場合は具体的内容をお答えください。

#### 5. 順位をご記入いただく問

該当する設問：2 調査票問 1SQ1(4)、3 調査票問 1SQ3

1SQ3 貴団体が調査研究を行わなかった理由を、近い順に1位から3位まで各1つ選択してください。

- 1 財源が不足している
- 2 要員数が不足している
- 3 専門知識が不足している
- 4 費用対効果が低い
- 5 調査研究の必要性が低い
- 6 その他（下の枠内に、具体的に記入ください。）

※各順位1つずつ選択してください。  
「その他」を選択した場合は具体的内容をお答えください。

1位	2位	3位
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※同じ項目を複数の順位で選択しないよう、ご注意ください。

#### 6. よくあるご質問

Q：調査研究に該当する基準はなにか。

A：法令上・業務上必要な調査等は該当しないと考える。また、個別の調査研究は HP で公表されるため、公表に適するかで判断いただきたい。

Q：市民に対してアンケートを実施したが調査対象となるか。

A：アンケート調査は該当すると考える。HP に公表されることを前提に回答するか判断いただきたい。

Q：総合計画の策定に係る人口動向等の調査は対象となるか。
A：該当すると考える。
Q：総合計画策定に係る調査が複数にわたる場合、調査票の書き方はまとめて記載か個別に記載すべきか。
A：HP 公開の際に閲覧者の参考となるよう調査ごとに調査票を作成する方が好ましいが、まとめて記載してもかまわない。また、調査研究名は「総合計画策定に係る〇〇調査」や個別のアンケート名でお願いしたい。概要については、まとめて記載した際は行った調査を記載いただきたい。
Q：企画部局以外の調査研究も調査の対象に含まれるか。
A：企画部局以外が行った調査研究も対象と考える。
Q：調査研究の対象となる規模は？職員が主に一人で行った調査も対象に含まれるか。
A：規模は特に定めていないため、内容が調査研究の定義に合致するのであれば対象と考える。
Q：調査票最後の「職員が自主的に行っている調査研究の把握」とはどのようなものを指すか。
A：例えば、公式に実施する研修とは異なり、職員が自主的に研究グループを作り調査研究を行っている事例を把握する取組みを行っているか。自治体学会などで発表したものでもよいが、対外的な発表等はなくても良いと考える。
Q：複数年度にまたがる調査の場合、2021年度に実施したアンケート等はどのように扱えばよいか。
A：2022年度に実施した調査研究を対象としているが、複数年度にまたがる場合、2021年度に実施した内容を記載することもあると考える。
Q：土木関係課の業務で行っている地質調査の委託等は対象となるか。また、住民参加によるハザードマップの作製は対象となるか。
A：地質調査は業務を行う上で必要になる調査であり、本調査の趣旨からして対象外と考える。また、ハザードマップについては、一定期間研究会やワーキンググループを設けて検討を行うようなものであれば対象になると考える。
Q：議員が行っている調査研究は対象となるか。
A：自治体が調査主体となっているものを回答いただきたい。
Q：学生が企画・調査研究活動を行い、自治体が補助金を交付しているものは対象となるか。
A：自治体の問題解決のために調査研究を行い、政策に反映できるものや報告書等を作成したものであれば、調査主体が学生でも対象と考える。
Q：調査対象がどのようなものがあるか例示して欲しい。
A：日本都市センターHP ( <a href="https://www.toshi.or.jp/research-activities/research-database/">https://www.toshi.or.jp/research-activities/research-database/</a> ) に各自治体の調査研究が公表されている。回答の参考にしていきたい。

ご多用中恐縮ですが、**2023年6月23日(金)**までにご回答いただきますよう、お願いいたします。